

## 秋田県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和7年3月25日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
56	株式会社ジェイビー 代表取締役 堤 順一 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	eフィーバー炎炎ノ消防隊2GX	第5P0006号
57	株式会社アクロス 代表取締役 今井 文典 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	回胴式	L／ギルティクラウン 2／XF	第430832号